

総合評価方式

工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法（地方自治法施行令167の10の2①、②）
（平成11年2月から導入、平成20年2月一部改正）

評価基準

価格

価格以外の要素

- 企業の技術的能力
 - ・ 工事成績
 - ・ 技術開発の実績
 - ・ 優良表彰の有無 など
- 安全性等
 - ・ 地域住民への安全対策
 - ・ 環境への配慮 など
- 技術者の能力
 - ・ 施工経験 など
- 地域貢献度
 - ・ 防災活動への貢献度 など

手続のイメージ

総合評価方式によることの決定

評価基準の決定

公告

資格審査

入札

評価

落札者の決定

2人以上の学識経験者からの意見聴取

公正性・客観性を担保

学識経験者から、落札者を決定しようとするときに意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合